

公開草案の概要

ポイント

- 1 「金融商品に係る会計基準」第六、複合金融商品の一における枠組みを変更するものではない。
- 2 新株予約権及び社債の発行価額が明示されることとなるため、区分法は両者の発行価額総額を対象に適用される。
- 3 ストックオプションの会計処理は、当面のあいだ新株予約権の会計処理に準じておこなう。

「金融商品に係る会計基準」第六、複合金融商品の一	新株予約権及び新株予約権付社債に関する会計処理
1 新株引受権付社債：区分法 (1) 発行者側 新株引受権の対価部分 ①負債の部に計上する。 ②権利行使時に資本準備金へ振替える。 ③権利消滅時に利益計上する。 社債の対価部分 ①普通社債の発行に準じて処理する。 (2) 取得者側 新株引受権の対価部分 ①資産に計上する。 ②権利行使時に株式へ振替える。 ③権利消滅時に損失計上する。 社債の対価部分 ①普通社債の取得に準じて処理する。 2 転換社債：一括法(発行者は区分法によることもできる) (1) 発行者側 ①一括して普通社債の発行に準じて処理する。または、 ②新株引受権付社債に準じて処理する。 (2) 取得者側 ①一括して普通社債の取得に準じて処理する。 ②権利行使時に株式へ振り替える。	1 社債の会計処理 発行者側あるいは取得者側は、普通社債の発行あるいは取得に準じて会計処理する。 2 新株予約権の会計処理 (1) 発行者側 ①負債の部に計上する。 ②権利行使時に資本金又は資本金及び資本準備金へ振替える。 ③権利消滅時に利益計上する。 (2) 取得者側 ①有価証券の取得として処理する。 ②権利行使時に株式へ振替える。 3 代用払込が認められる新株予約権付社債(従来の非分離型新株引受権付社債)の会計処理 発行者側及び取得者側は、ともに区分法を適用し、区分された社債あるいは新株予約権の対価部分を社債あるいは新株予約権の発行あるいは取得に準じて会計処理する。 4 同時に募集し、かつ同時に割り当てられる社債と新株予約権(従来の分離型新株引受権付社債)の会計処理 発行者側及び取得者側は、ともに代用払込が認められる新株予約権の発行あるいは取得に準じて会計処理する。 5 代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債(従来の転換社債)の会計処理 (1) 発行者側 ①一括して普通社債の発行に準じて処理する。または、 ②代用払込が認められる新株予約権の会計処理に準じて会計処理する。 (2) 取得者側 ①一括して普通社債の取得に準じて処理する。 ②権利行使時に株式へ振り替える。